

令和8年3月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市市民栄誉賞受賞者の選定につき同意を求めることについて
- 3 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市職員定数条例の一部改正について
- 5 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 6 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 7 茨木市行政手続条例の一部改正について
- 8 茨木市事務分掌条例の一部改正について
- 9 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 10 茨木市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 11 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 12 茨木市敬老祝金条例の廃止について
- 13 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 14 茨木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 15 建築物における駐車施設の附置等に関する条例の廃止について
- 16 茨木市建築都市行政関係手数料条例の一部改正について
- 17 茨木市監査委員条例等の一部改正について
- 18 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 19 金融機関の指定について
- 20 動産取得の変更について（消防ポンプ自動車）

- 21 令和7年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第8号）
- 22 令和7年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 23 令和7年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 24 令和7年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 25 令和7年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 26 令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第2号）
- 27 令和7年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 28 令和8年度大阪府茨木市一般会計予算
- 29 令和8年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 30 令和8年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 31 令和8年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 32 令和8年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 33 令和8年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 34 令和8年度大阪府茨木市水道事業会計予算

| | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 議案第6号 | 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて | 【人事課】 |
| <p>○ 現委員 <small>みず かみ あけ み</small> 水 上 明 美</p> <p>○ 任 期 令和8年3月31日任期満了 初就任 令和4年4月1日就任 1期目（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p> | | |
| 議案第7号 | 茨木市市民栄誉賞受賞者の選定につき同意を求めることについて | 【秘書課】 |
| <p>○ 茨木市市民栄誉賞規則第2条第1項の規定に基づく提案</p> <p>○ 受 賞 者 <small>はたけ やま うし お</small> 畠 山 丑 雄</p> <p>○ 選定理由 本市在住の畠山 丑雄氏は、本市を舞台に郷土史を織り込んで描いた「叫び」で、日本文学会の最高峰とされる賞である第174回芥川龍之介賞を受賞したことから、その功績をたたえるため、茨木市市民栄誉賞受賞者として選定するもの。</p> | | |

| | | |
|--|--------------------------|---------|
| 議案第 8 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 【危機管理課】 |
| <p>○ 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①災害弔慰金等の支給にあたり、自然災害と死亡又は障害との因果関係等を調査、審議する「茨木市災害弔慰金等支給審査委員会」を設置 ②委員の職種を規定するとともに、委員会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める旨を規定 <関係条例> <ul style="list-style-type: none"> 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例 ・ 施行日 公布の日 | | |
| 議案第 9 号 | 茨木市職員定数条例の一部改正について | 【人事課】 |
| <p>○ 救急件数の増加や警防体制を取り巻く環境の変化等に対応するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 消防職員の定数を 280 人から 300 人に改正 ・ 施行日 令和 8 年 4 月 1 日 | | |

○ 特別職報酬等審議会の答申を受け特別職の給料を引き上げるための所要の改正

・ 改正内容

| | 給料月額 | | |
|---------|-----------|---|--------------------|
| | 〈現 行〉 | → | 〈改正後〉 (増額率) |
| 市 長 | 983,000 円 | → | 1,060,000 円 (7.8%) |
| 副市長 | 858,000 円 | → | 925,000 円 (7.8%) |
| 固定資産評価員 | 579,000 円 | → | 604,000 円 (4.3%) |
| 水道事業管理者 | 761,000 円 | → | 820,000 円 (7.8%) |
| 教育長 | 785,000 円 | → | 846,000 円 (7.8%) |
| 常勤の監査委員 | 556,000 円 | → | 580,000 円 (4.3%) |

・ 施行日 令和8年4月1日

○ 令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の実施に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

通勤手当の改定

①交通用具の使用者に対する通勤手当について、月額の上限額を38,700円から66,400円に引き上げる。また、上限となる距離区分や使用距離に応じた手当額について規則で定める旨に改正

| | |
|--------------------------|-------------|
| (現 行) 60キロメートル以上 | : 38,700円 |
| (改正後) 規則で定める額 | |
| (例) 60キロメートル以上65キロメートル未満 | : 38,700円 |
| 65キロメートル以上70キロメートル未満 | : 42,200円 |
| 100キロメートル以上 | : 66,400円 等 |

②通勤時に有料の駐車場等を利用する場合、新たに5,000円/月を上限に支給

・ 施行日 令和8年4月1日

| | | |
|--------|--------------------|---------------|
| 議案第12号 | 茨木市行政手続条例の一部改正について | 【法務コンプライアンス課】 |
|--------|--------------------|---------------|

○ 行政手続法の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

居所不明等により不利益処分に係る聴聞等の通知を本人に送付できない場合の公示の方法について、掲示場への掲示に加え、インターネット等を用いる方法の規定を追加

・ 施行日 令和8年5月21日

| | | |
|--------|--------------------|-----------------|
| 議案第13号 | 茨木市事務分掌条例の一部改正について | 17～20頁参照【政策企画課】 |
|--------|--------------------|-----------------|

○ 行政機構を再編するための所要の改正

・ 主な改正内容

「共創のまちづくり」、「北部地域（いばきた）の魅力向上」、「一体的な高齢者施策の推進」など、将来を見据えた組織体制を整備するため、機構を再編

（条例）

- ① まち全体で共創のまちづくりを進めるため、「市民文化部」を「共創文化部」に再編し、分掌する事務に「共創施策の総合調整に関すること」を追加
- ② 多様な主体の活動による都市づくりを進めるため、「都市整備部」を「都市活力部」に再編し、都市整備部の事務である「彩都（国際文化公園都市）に関すること」及び「安威川ダムに関すること」を「北部地域の魅力向上に関すること」に集約
- ③ 福祉部の事務に健康医療部から「介護保険に関すること」を移管し、健康医療部の事務に「社会福祉事業の監督に関すること」を追加

（規則）

- (1) 北部地域の高齢者等の魅力を高めるため、北部整備推進課を北部政策課に変更するとともに、農林課を産業環境部から都市活力部に移管の上、農林振興課に変更
- (2) 高齢者等に関する施策を一体的に進めるため、長寿介護課を福祉部に移管するとともに、地域福祉課、福祉総合相談課、障害福祉課とあわせて、地域福祉課、長寿政策課、障害福祉課、介護保険課に再編
- (3) 持続可能な産業の活性化を図るため、商工労政課を産業振興課に変更

<関係条例>

- ・ 茨木市スポーツ推進審議会条例
- ・ 茨木市都市計画審議会条例

・ 施行日 令和8年4月1日

| | | |
|--|---------------------------|-------------------|
| 議案第14号 | 茨木市附属機関設置条例の一部改正について | 【政策企画課、農林課、保健給食課】 |
| <p>○ 附属機関の新設及び廃止を行うための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①新たに設置する附属機関 <ul style="list-style-type: none"> 農林業振興審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当事務 農林業の振興に関する事項についての調査審議 ・ 構 成 員 8人以内（市民、学識経験者、関係団体から推薦された者及び事業者団体から推薦された者） ・ 任 期 当該諮問の調査審議終了まで ②廃止する附属機関 <ul style="list-style-type: none"> 中学校給食審議会 ・ 施 行 日 令和8年4月1日 | | |
| 議案第15号 | 茨木市個人番号の利用に関する条例の一部改正について | 【政策企画課、生活福祉課】 |
| <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <p>個人番号の利用において、法律で定める事務と同等に扱う「準法定事務」が規定され、その事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に係る規定が定められたことに伴い、市が独自に利用する事務を定める別表から削除</p> ・ 施 行 日 令和8年4月1日 | | |

○ 介護保険法施行令の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

令和7年度税制改正において給与所得控除額が引き上げられたことを受け、第9期介護保険事業計画中である令和8年度に限り、保険料算定における特例を規定

①令和8年度の所得金額の算定において、税制改正により保険料段階に変更がある者の合計所得金額の計算に当たっては、給与所得控除の見直し前と同額となるよう調整のための額を加える規定を追加

②令和8年度の保険料率の算定において、第1号被保険者等が税制改正により非課税区分に変更となる場合は、その第1号被保険者等は市民税が課されている者とみなす規定を追加

③特例の例外として、前年度非課税である者で②に該当する場合は、申請によらずに非課税者として判定する保険料段階まで減額できる規定を追加

・ 施行日 令和8年4月1日

○ 敬老祝金の支給対象等を見直すための所要の改正

- ・ 廃止理由
健康寿命の延伸に寄与する施策のさらなる推進にあたり、敬老祝金事業の受給資格等を見直すとともに、柔軟な対応が行えるよう要綱での運用へと変更
- ・ 見直し内容

| 支給対象者 | 支給額 |
|--------------|------------|
| (現 行)・100歳 | : 100,000円 |
| ・男女それぞれの最高齢者 | : 同 上 |
| (改正後)・最高齢者 | : 50,000円 |
- ・ 施 行 日 令和8年4月1日

○ 国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正

- ・ 主な改正内容
 - ①子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、医療保険料とあわせて「子ども・子育て支援納付金」を徴収するにあたり、保険料の賦課等に係る規定を追加
 - ②低所得者の保険料の軽減判定に係る所得基準の引上げ
 - ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正
(現行) 305,000円 → (改正後) 310,000円
 - イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正
(現行) 560,000円 → (改正後) 570,000円
- ・ 施 行 日 令和8年4月1日

| | |
|---|--|
| 議案第19号 | 茨木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 【保育幼稚園総務課】 |
| <p>○ 子ども・子育て支援法の改正に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制定内容 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、内閣府令を参照する旨を規定 <p><基準の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定乳児等通園支援事業者は、サービス提供前に、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談を行うとともに、重要事項説明書を交付・説明したうえで、保護者の同意を得る。 ・ 特定乳児等通園支援事業者は、サービス提供に際し、質の確保・向上を図る取組を行う場合、必要な費用について、国が定める基準額との差額相当の範囲内で支払いを受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日 令和8年4月1日 | |
| 議案第20号 | 建築物における駐車施設の附置等に関する条例の廃止について 【都市政策課】 |
| <p>○ 駐車場需要に柔軟に対応するための条例の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止理由 共同住宅に必要な駐車場の設置等について、合理的かつ柔軟な対応が可能な開発行為等の手続等に関する条例において対応することとしたため。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日 令和8年4月1日 | |

| | | |
|--|---------------------------|------------------------|
| 議案第21号 | 茨木市建築都市行政関係手数料条例の一部改正について | 【居住政策課】 |
| <p>○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の改正に伴う所要の改正</p> <p>・ 主な改正内容</p> <p>①耐震性不足等について認定を受けたマンションの再生に係る容積率等の緩和の許可申請に関する手数料を定める規定において、引用する法律名及び条ずれの改正</p> <p>②長期的な修繕計画等を定めたマンション管理計画の認定等の申請に関する手数料を定める規定の改正</p> <p>ア 条ずれの改正</p> <p>イ マンション管理計画の認定の申請において、分譲事業者が申請する場合を追加</p> <p>・ 施行日 ①令和8年4月1日</p> <p>②ア 公布の日</p> <p>イ 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日</p> | | |
| 議案第22号 | 茨木市監査委員条例等の一部改正について | 【監査委員事務局、下水道総務課、水道総務課】 |
| <p>○ 地方自治法の改正に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>職務等を定める規定において、引用する地方自治法の条ずれの改正</p> <p><関係条例></p> <p>①茨木市監査委員条例</p> <p>②茨木市下水道等事業の設置等に関する条例</p> <p>③茨木市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>・ 施行日 令和8年9月24日</p> | | |

| | | |
|--|--------------------|-------|
| 議案第23号 | 茨木市火災予防条例の一部改正について | 【予防課】 |
| <p>○ 国が示す標準火災予防条例の改正等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 「簡易サウナ設備」の定義の追加及びそれに伴う規定の整理 <ul style="list-style-type: none"> ア 消防長に届出が必要な設備にテント等に設置される消費熱量が小さい「簡易サウナ設備」を追加 イ 「簡易サウナ設備」の定義や位置及び構造の基準を規定 ② 住宅における火災予防の推進にあたり、地震発生時に自動で電気を止める感震ブレーカーの普及促進を図る旨を追加 ・ 施行日 令和8年3月31日 | | |
| 議案第24号 | 金融機関の指定について | 【会計室】 |
| <p>○ 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度 株式会社 三井住友銀行 ・ 令和9年度 株式会社 りそな銀行 | | |

| | | |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第25号 | 動産取得の変更について（消防ポンプ自動車） | 【警備課】 |
|--------|-----------------------|-------|

- 納入の期限
 - ・ 変更前の期限 令和8年 3月31日
 - ・ 変更後の期限 令和8年11月30日
- 変更の理由 道路運送車両法の改正に伴い、車両製造にあたり新たに設けられた基準等の審査に時間を要したことから、年度内の納入が困難となったため。
- 〈原契約〉
- 取得の金額 64,900,000円
- 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ 関西支店

| | |
|--------|--------------------------|
| 議案第26号 | 令和7年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第8号） |
|--------|--------------------------|

- 補正額 3,703,837千円（補正後 119,508,194千円 - 補正前 115,804,357千円）
- （歳入）

| | | | |
|---------------|-----------|------------|-----------|
| ・ 市税 | 540,000千円 | ・ 分担金及び負担金 | 23,018千円 |
| ・ 利子割交付金 | △80,000千円 | ・ 使用料及び手数料 | △11,568千円 |
| ・ 配当割交付金 | 120,000千円 | ・ 国庫支出金 | 505,709千円 |
| ・ 株式等譲渡所得割交付金 | 340,000千円 | ・ 府支出金 | 184,660千円 |
| ・ 法人事業税交付金 | 110,000千円 | ・ 財産収入 | 245千円 |
| ・ 地方消費税交付金 | 400,000千円 | ・ 寄附金 | 9,900千円 |
| ・ ゴルフ場利用税交付金 | 16,000千円 | ・ 繰入金 | △8,657千円 |
| ・ 環境性能割交付金 | 10,000千円 | ・ 諸収入 | 447,763千円 |
| ・ 地方交付税 | 758,767千円 | ・ 市債 | 338,000千円 |
- （歳出）

| | | | |
|-------|-------------|----------|-------------|
| ・ 人件費 | 314,662千円 | ・ 補助費等 | △335,773千円 |
| ・ 物件費 | 414,500千円 | ・ 投資的経費 | 1,210,583千円 |
| ・ 扶助費 | 1,530,795千円 | ・ その他の経費 | 569,070千円 |
- ・ 継続費補正

| | |
|-----------------|------------|
| （変更）多目的運動広場営繕事業 | 年割額変更 ほか3件 |
|-----------------|------------|
- ・ 繰越明許費補正

| | |
|------------|----------------|
| （追加）庁舎改修事業 | 55,660千円 ほか27件 |
|------------|----------------|
- ・ 債務負担行為補正

| | |
|------------------|------|
| （変更）街路樹再整備方針策定事業 | 期間変更 |
|------------------|------|

| | | | |
|---|-----------------------------------|-----------------|------------|
| 議案第27号 | 令和7年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号） | | |
| ○ 補正額 21,817千円（補正後 5,329,906千円 - 補正前 5,308,089千円） | | | |
| （歳入） | | （歳出） | |
| ・財産収入 | 7,714千円 | ・諸支出金 | 20,275千円 |
| ・諸収入 | 14,103千円 | ・繰出金 | 1,542千円 |
| 議案第28号 | 令和7年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | | |
| ○ 補正額 496,805千円（補正後 25,136,884千円 - 補正前 24,640,079千円） | | | |
| （歳入） | | （歳出） | |
| ・府支出金 | 457,164千円 | ・総務費 | △18,616千円 |
| ・繰入金 | 19,855千円 | ・保険給付費 | 506,401千円 |
| ・繰越金 | 19,786千円 | ・保健事業費 | △10,766千円 |
| | | ・諸支出金 | 19,786千円 |
| 議案第29号 | 令和7年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） | | |
| ○ 補正額 218,664千円（補正後 5,820,404千円 - 補正前 5,601,740千円） | | | |
| （歳入） | | （歳出） | |
| ・後期高齢者医療保険料 | 256,411千円 | ・総務費 | △11,297千円 |
| ・繰入金 | △47,687千円 | ・後期高齢者医療広域連合納付金 | |
| ・諸収入 | 9,940千円 | | 229,961千円 |
| 議案第30号 | 令和7年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） | | |
| ○ 補正額 △263,500千円（補正後 24,267,721千円 - 補正前 24,531,221千円） | | | |
| （歳入） | | （歳出） | |
| ・介護保険料 | 13,359千円 | ・総務費 | △7,587千円 |
| ・使用料及び手数料 | 150千円 | ・要介護認定費 | △1,760千円 |
| ・国庫支出金 | △47,474千円 | ・保険給付費 | △979,498千円 |
| ・支払基金交付金 | △292,275千円 | ・地域支援事業費 | △1,404千円 |
| ・府支出金 | △140,581千円 | ・基金積立金 | 619,510千円 |
| ・財産収入 | 120千円 | ・諸支出金 | 107,239千円 |
| ・繰入金 | △141,063千円 | | |
| ・繰越金 | 339,148千円 | | |
| ・諸収入 | 5,116千円 | | |

| | |
|---|------------------------------|
| 議案第31号 | 令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第2号） |
| <p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 62,422千円（補正後 7,274,246千円－補正前 7,211,824千円） ・ 支出 69,544千円（補正後 6,926,068千円－補正前 6,856,524千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △628,484千円（補正後 1,637,578千円－補正前 2,266,062千円） ・ 支出 △647,834千円（補正後 2,939,672千円－補正前 3,587,506千円） | |
| 議案第32号 | 令和7年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号） |
| <p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △58,930千円（補正後 5,952,610千円－補正前 6,011,540千円） ・ 支出 28,902千円（補正後 5,803,383千円－補正前 5,774,481千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出 △55,726千円（補正後 3,548,602千円－補正前 3,604,328千円） | |
| 議案第33号 | 令和8年度大阪府茨木市一般会計予算 |
| <p>○ 予算総額 114,880,000千円（対前年度比 4.2%増）</p> <p>前年度（当初）110,220,000千円</p> | |
| 議案第34号 | 令和8年度大阪府茨木市財産区特別会計予算 |
| <p>○ 予算総額 5,241,760千円（対前年度比 1.2%減）</p> <p>前年度（当初）5,308,089千円</p> | |

| | |
|--|----------------------------|
| 議案第35号 | 令和8年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算 |
| ○ 予算総額 25,080,657千円 (対前年度比 1.8%増) 前年度 (当初) 24,640,079千円 | |
| 議案第36号 | 令和8年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| ○ 予算総額 6,483,447千円 (対前年度比 15.7%増) 前年度 (当初) 5,601,740千円 | |
| 議案第37号 | 令和8年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算 |
| ○ 予算総額 25,594,139千円 (対前年度比 4.3%増) 前年度 (当初) 24,531,221千円 | |
| 議案第38号 | 令和8年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算 |
| ○ 予算総額 9,967,255千円 (対前年度比 4.2%減) 前年度 (当初) 10,401,170千円 | |
| 議案第39号 | 令和8年度大阪府茨木市水道事業会計予算 |
| ○ 予算総額 10,273,913千円 (対前年度比 9.5%増) 前年度 (当初) 9,378,809千円 | |

行政機構 新旧対照表(案)

| 現 行 分 | 改 正 分 |
|---|---|
| <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 危機管理課 — 秘書課 — 人事課 <ul style="list-style-type: none"> — 人事係 — 給与厚生係 — 研修係 — 法務コンプライアンス課 — 市民税課 — 資産税課 — 納税課 | <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 危機管理課 — 秘書課 — 人事課 <ul style="list-style-type: none"> — 人事グループ（再編） — 給与グループ（再編） — 厚生グループ（再編） — 人材育成グループ（再編） — 法務コンプライアンス課 — 市民税課 — 資産税課 — 納税課 |
| <p>市民文化部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 地域コミュニティ課 — 共創推進課 — 市民生活相談課  — 文化振興課 — スポーツ推進課 — 市民課  — 人権・男女共生課 | <p>共創文化部（再編）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 地域コミュニティ課 — 共創推進課 — 文化振興課 — スポーツ推進課 — 人権・男女共生課 |

| 現 行 分 | 改 正 分 |
|--|--|
| <p>福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 地域福祉課 政策係 推進係 — 福祉総合相談課 相談1グループ 相談2グループ 相談3グループ 地区保健福祉係 — 生活福祉課 — 障害福祉課 計画推進係 交付管理係 認定給付1グループ 認定給付2グループ — 福祉指導監査課 | <p>福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 地域福祉課（再編） 政策グループ 福祉総合相談グループ 地区保健福祉グループ — 長寿政策課（再編） 政策グループ 長寿相談支援グループ 介護予防グループ — 生活福祉課 — 障害福祉課 計画推進係 交付管理係 認定給付1グループ 認定給付2グループ 障害相談支援グループ（再編） — 介護保険課（再編） 管理グループ 認定グループ 給付グループ |
| <p>健康医療部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 医療政策課 地域医療係 在宅医療係 — 健康づくり課 — 長寿介護課 管理係 認定係 給付係 介護予防係 — 保険年金課 | <p>健康医療部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 医療政策課 地域医療係 在宅医療係 病院誘致グループ（新設） — 健康づくり課 — 保険年金課 — 福祉指導監査課（移管） |

| 現 行 分 | 改 正 分 |
|--|--|
| <p>産業環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 商工労政課 <ul style="list-style-type: none"> 総務係 商工振興係 企業支援係 労働福祉係 — 農林課 — 環境政策課 — 環境保全課 — 環境事業課 <p style="text-align: right;">D →</p> | <p>くらし産業環境部（再編）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 産業振興課（改称） <ul style="list-style-type: none"> 経営支援グループ 商工観光グループ 企業支援グループ 雇用促進グループ — 市民生活相談課（移管） — 市民課（移管） — 環境政策課 — 環境保全課 — 環境事業課 <p style="text-align: left;">← A</p> |
| <p>都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 都市政策課 — 居住政策課 — 審査指導課 — 建築調整課 — 北部整備推進課 <ul style="list-style-type: none"> 彩都グループ ダムグループ 地域づくりグループ — まちなか整備課 — 用地課 <p style="text-align: right;">E →</p> | <p>都市活力部（改称）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 都市政策課 — 居住政策課 <ul style="list-style-type: none"> 政策係 推進係 — 市営住宅係（移管） — 審査指導課 — 建築調整課 — まちなか整備課 — 北部政策課（改称） <ul style="list-style-type: none"> 政策グループ(改称) 彩都グループ ダムグループ — 農林振興課（移管） <p style="text-align: left;">← F</p> <p style="text-align: left;">← D</p> |

| 現 行 分 | 改 正 分 |
|---|--|
| <p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 建設管理課 — 交通政策課 — 道路課 <ul style="list-style-type: none"> — 街路係 — 工務係 — 建築課 <ul style="list-style-type: none"> — 管理係 — 建築係 — 設備係 — 公園緑地課 — 下水道総務課 — 下水道施設課 | <p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 建設管理課 — 交通政策課 — 道路課 <ul style="list-style-type: none"> — 街路係 — 工務係 — 用地係（移管） — 建築課 <ul style="list-style-type: none"> — 建築係 — 設備係 — 公園緑地課 — 下水道総務課 — 下水道施設課 |



令和7年度一般会計補正予算(第8号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 予算額 | 左の内訳 | | 備考 |
|---------------|-------------|------------|------------|---|
| | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 1 市 税 | 540,000 | | 540,000 | 固定資産税 366,927 法人市民税 87,465 都市計画税 48,610 |
| 3 利子割交付金 | △ 80,000 | | △ 80,000 | |
| 4 配当割交付金 | 120,000 | | 120,000 | |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 340,000 | | 340,000 | |
| 6 法人事業税交付金 | 110,000 | | 110,000 | |
| 7 地方消費税交付金 | 400,000 | | 400,000 | |
| 8 ゴルフ場利用税金交付金 | 16,000 | | 16,000 | |
| 9 環境性能割交付金 | 10,000 | | 10,000 | |
| 11 地方交付税 | 758,767 | | 758,767 | 普通交付税 |
| 13 分担金及び負担金 | 23,018 | 23,018 | | 私立保育所利用者負担額 24,518 バスターミナル利用分担金 △1,500 |
| 14 使用料及び手数料 | △ 11,568 | △ 8,560 | △ 3,008 | 待機児童保育室利用料 △9,659 幼稚園利用者負担額 △7,848 公立保育所利用者負担額 13,463 |
| 15 国庫支出金 | 505,709 | 505,709 | | 施設型給付費負担金 599,430 学校施設環境改善交付金 242,185 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金△371,501 |
| 16 府支出金 | 184,660 | 184,660 | | 施設型給付費負担金 195,471 障害児施設措置費(給付費等)府費負担金 38,708 統計調査費委託金 △22,250 |
| 17 財産収入 | 245 | 2,360 | △ 2,115 | 財政調整基金利子 1,070 駅周辺再整備基金利子 430 物品売払収入 △2,359 |
| 18 寄附金 | 9,900 | 9,900 | | 公民連携関係寄附金 |
| 19 繰入金 | △ 8,657 | △ 10,199 | 1,542 | 緑化基金繰入金 △5,755 介護保険事業特別会計繰入金 △4,444 財産区特別会計繰入金 1,542 |
| 21 諸収入 | 447,763 | 253,939 | 193,824 | 施設型給付費国庫負担金精算分 179,669 生活保護費国庫負担金精算分 71,946 ポートレース企業団配分金 68,320 |
| 22 市債 | 338,000 | 338,000 | | 小学校校舎整備債 340,300 中学校校舎整備債 234,300 道路整備債 △131,400 |
| 補正額 A | 3,703,837 | 1,298,827 | 2,405,010 | |
| 補正前の予算額 B | 115,804,357 | 46,550,688 | 69,253,669 | |
| 補正後の予算額 A+B | 119,508,194 | 47,849,515 | 71,658,679 | |

補正予算（第8号）の内容について

1 基本方針

国の補正予算による補助金を活用する事業を実施するとともに、公共施設の利用環境の早期改善のほか、年度末までに不足する経費の対応等を図る。

なお、財政健全化の取組として、基金の積立てや土地開発公社保有地の買戻しを行う。また、継続費の補正や繰越明許費を設定するとともに、債務負担行為の変更を行う。

2 内容

(1) 国の補助金を活用する事業等

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|--|---|-----------|-----------|---------------|
| 教育環境の充実 | | 1,121,337 | 1,083,485 | 37,852 |
| 小中学校トイレの環境改善（洋式化等） 【繰越明許費】 【施設課】 | 学校施設の環境改善を図るため、老朽化した小中学校トイレの改修（洋式化等）を行う。 工事（春日小、春日丘小、玉島小、山手台小、豊川中、太田中） 修繕（耳原小、北陵中、太田中、彩都西中） 【財源：国 93,170、市債 340,000】 | 470,405 | 433,170 | 37,235 |
| 小中学校の外壁及び屋上防水の改修 【繰越明許費】 【施設課】 | 校舎の長寿命化及び安全な学校施設の整備を図るため、小中学校の外壁及び屋上防水の改修を行う。 工事（耳原小、平田中、彩都西中） 【財源：国 70,078、市債 343,700】 | 414,117 | 413,778 | 339 |
| 小中学校外周塀の改修 【繰越明許費】 【施設課】 | 安全・安心な教育環境の整備を図るため、小中学校の外周塀の改修を行う。 工事（大池小、東小、耳原小、北中、平田中、北陵中） 【財源：国 78,937、市債 157,600】 | 236,815 | 236,537 | 278 |
| 避難所等の体制強化 | | 35,590 | 17,795 | 17,795 |
| 避難所における受入体制の強化等 【繰越明許費】 【危機管理課】 | 要配慮者の避難生活の環境改善を図るため、男女共生センターローズWAMを医療的ケア児・者の専用避難所に指定し、受入に必要な物資を購入するとともに、円滑な応急給水の実施に向けた資機材を整備する。 【財源：国 17,795】 | 35,590 | 17,795 | 17,795 |
| 法改正への対応 | | 17,200 | 17,200 | |
| 戸籍附票への旧氏記載等に伴うシステム改修 【繰越明許費】 【市民課】 | 法改正に対応するため、戸籍の附票に振り仮名を含む旧氏の記載など、戸籍附票システム等の改修を行う。 【財源：国 17,200】 | 17,200 | 17,200 | |

(2) 教育施設の整備等

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|-----------------------------------|---|----------|-----------|---------------|
| 教育施設の整備等 | | 366,546 | | 366,546 |
| 小中学校の空調設備等の改修 【繰越明許費】 【施設課】 | 教育施設の早期改善を図るため、経年劣化がみられる空調設備の改修等を行う。 | 118,723 | | 118,723 |
| 中学校プールの改修 【繰越明許費】 【施設課】 | 教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修等を行う。 手数料、工事（北中、西陵中、北陵中） | 222,763 | | 222,763 |
| 小学校における遊具の更新 【繰越明許費】 【施設課】 | 安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化した小学校の遊具更新を行う。 | 25,060 | | 25,060 |

(3) 公共施設の利用環境の早期改善

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|--|--|----------|-----------|---------------|
| 公共施設の改修 | | 235,489 | 19,300 | 216,189 |
| 公共施設の設備等の改修 【繰越明許費】 【総務課、スポーツ推進課、市民課、人権・男女共生課、健康づくり課、発達支援課、保育幼稚園総務課、社会教育振興課、消防総務課】 | 利用環境の早期改善等を図るため、公共施設の設備修繕や屋上防水シートの張替や、トイレ等の改修を行う。 ・庁舎、五十鈴市民プール、西河原市民プール、東市民体育館、福井市民体育館、島3号公園、斎場、男女共生センター、保健医療センター、あけぼの学園、郡保育所、青少年野外活動センター、下穂積分署 【財源：市債 19,300】 | 235,489 | 19,300 | 216,189 |
| 公園施設の改修 | | 74,800 | | 74,800 |
| あさぎ里山公園デッキの改修 【繰越明許費】 【公園緑地課】 | 公園環境の充実を図るため、老朽化したあさぎ里山公園のデッキを改修する。 | 74,800 | | 74,800 |
| 駐車場の改修 | | 162,633 | | 162,633 |
| 阪急茨木北口駐車場のPCB汚染物の処理等 【繰越明許費】 【交通政策課】 | 阪急茨木北口駐車場の整備に向けて、PCB汚染物の運搬・処理等を行う。 | 162,633 | | 162,633 |

(4) 年度末までに不足する経費への対応

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|------------------------------------|--|----------------|----------------|----------------|
| 生活保護費 | | 94,136 | 5,905 | 88,231 |
| 生活保護費の増額 【生活福祉課】 | 生活保護受給者の医療扶助費等の増加に伴い、生活保護費を増額する。 【財源：府 5,905】 | 94,136 | 5,905 | 88,231 |
| 自立支援給付費 | | 421,944 | | 421,944 |
| 障害福祉サービスに係る自立支援給付費の増額 【障害福祉課】 | 障害福祉サービス利用者数等の増に伴い、障害者自立支援給付費を増額する。 | 421,944 | | 421,944 |
| 障害児通所給付費 | | 155,428 | 116,125 | 39,303 |
| 障害児通所給付費の増額 【発達支援課】 | 障害児通所支援の利用者数等の増加に伴い、障害児通所給付費を増額する。 【財源：国 77,417、府 38,708】 | 155,428 | 116,125 | 39,303 |
| 施設型・地域型保育給付費 | | 943,896 | 875,027 | 68,869 |
| 施設型・地域型保育給付費負担金の増額 【保育幼稚園事業課】 | 公定価格の改定等に伴い、施設型給付費負担金等を増額する。 【財源：国650,714、府224,313】 | 943,896 | 875,027 | 68,869 |
| こども医療費 | | 13,376 | | 13,376 |
| こども医療費の増額 【こども政策課】 | 受診率等の増加に伴い、こども医療費を増額する。 | 13,376 | | 13,376 |
| 通学支援タクシー料金助成 | | 2,336 | | 2,336 |
| 医療的ケア等通学支援タクシー料金助成の増額 【学校教育推進課】 | 利用児童数の増加に伴い、医療的ケア等における通学支援タクシー料金の助成経費を増額する。 | 2,336 | | 2,336 |
| 大規模火災への対応 | | 3,296 | | 3,296 |
| 大規模火災への対応に係る光熱水費等の増額 【消防総務課】 | 令和7年11月に発生した大規模火災等への対応に係る光熱水費や消防団への報酬について増額する。 | 3,296 | | 3,296 |

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|---------------------------|-----------------------------------|----------|-----------|---------------|
| 給食における食材料費の対応 | | 45,505 | | 45,505 |
| 小学校給食賄材料費の増額 【保健給食課】 | 食材料費の物価高騰に対応するため、小学校給食の賄材料費を増額する。 | 35,569 | | 35,569 |
| 保育所等賄材料費の増額 【保育幼稚園総務課】 | 食材料費の物価高騰に対応するため、保育所等の賄材料費を増額する。 | 9,936 | | 9,936 |

(5) 将来に向けた財政健全化等の取組み

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|---|--|----------|-----------|---------------|
| 基金の充実 | | 769,277 | | 769,277 |
| 財政調整基金、特定目的基金の積立 【財政課、環境事業課、まちなか整備課】 | 将来の財政負担等に備え、基金への積立てを行う。 ・財政調整基金 : 369,277 ・衛生処理施設整備等基金 : 100,000 ・駅周辺再整備基金 : 100,000 ・公共施設等総合管理基金 : 200,000 | 769,277 | | 769,277 |
| 土地開発公社保有資産の買戻し | | 367,813 | 214,225 | 153,588 |
| 土地開発公社保有資産の買戻し 【総務課、道路課】 | 将来の財政負担等に備え、国庫補助等を活用し、土地開発公社保有資産の買戻しを行う。 用地 ・駅前太中線(第2工区) ・駅前太中線(第3工区) ・大住町地区内線 ・職員駐輪場用地 【財源：国 61,325、市債 152,900】 | 367,813 | 214,225 | 153,588 |

(6) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 設定額 |
|--------------------------|--|---------|
| 継続費 | | |
| 多目的運動広場営繕事業 【スポーツ推進課】 | 契約確定に伴い、年割額を変更する。 【期間】令和7年度～令和9年度 【補正前】 [総額] 1,154,000 [年割額] (R7) 461,600 (R8) 230,800 (R9) 461,600 【補正後】 [総額] 1,154,000 [年割額] (R7) 403,580 (R8) 201,790 (R9) 548,630 | — |
| 保育所整備事業 【保育幼稚園総務課】 | 契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【期間】令和6年度～令和7年度 【補正前】 [総額] 162,880 [年割額] (R6) 64,000 (R7) 98,880 【補正後】 [総額] 113,591 [年割額] (R6) 64,000 (R7) 49,591 | △49,289 |

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 設定額 |
|----------------------------|--|---------|
| JR総持寺駅周辺整備事業(その2) 【道路課】 | 契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【期間】令和6年度～令和7年度 【補正後】 [総額] 110,000 [年割額] (R6) 35,900 (R7) 74,100 【補正後】 [総額] 92,584 [年割額] (R6) 35,900 (R7) 56,684 | △17,416 |
| 認定こども園営繕事業 【保育幼稚園総務課】 | 契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【期間】令和6年度～令和7年度 【補正前】 [総額] 490,699 [年割額] (R6) 196,270 (R7) 294,429 【補正後】 [総額] 447,708 [年割額] (R6) 196,270 (R7) 251,438 | △42,991 |
| 繰越明許費 | | |
| 庁舎改修事業 【総務課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 55,660 |
| 災害用資機材整備事業 【危機管理課】 | 国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。 | 35,590 |
| 大阪府防災行政無線再整備事業 【危機管理課】 | 大阪府の工事計画の変更により、年度内に事業が完了しないため。 | 12,998 |
| 戸籍附票システム等改修事業 【市民課】 | 国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。 | 17,200 |
| 福祉文化会館解体事業 【文化振興課】 | 事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。 | 33,456 |
| 運動広場等改修事業 【スポーツ推進課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 39,520 |
| 五十鈴市民プール改修事業 【スポーツ推進課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 28,284 |
| 西河原市民プール改修事業 【スポーツ推進課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 8,762 |

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 設定額 |
|---|---------------------------------|--------|
| 福井市民体育館改修事業 【スポーツ推進課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 6,490 |
| 東市民体育館改修事業 【スポーツ推進課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 4,124 |
| 男女共生センター改修事業 【人権・男女共生課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 8,969 |
| あけぼの学園改修事業 【発達支援課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 26,433 |
| 郡保育所改修事業 【保育幼稚園総務課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 19,800 |
| 保健医療センター改修事業 【健康づくり課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 9,591 |
| 斎場改修事業 【市民課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 20,399 |
| 道路新設・改良事業 (単独分) (新庄町沢良宜東線) 【道路課】 | 事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。 | 59,320 |
| 空家対策推進事業 【居住政策課】 | 事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。 | 7,310 |
| 市役所前エリア整備事業 【公園緑地課】 | 関係機関との調整等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。 | 5,330 |
| あさぎ里山公園改修事業 【公園緑地課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため | 74,800 |

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 設定額 |
|------------------------------|--|---------|
| 市営住宅管理システム更新事業 【建築課】 | 事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。 | 23,000 |
| 阪急茨木北口駐車場施設改修事業 【交通政策課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 273,817 |
| 消防庁舎設備改修事業 【消防総務課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 3,690 |
| 小学校維持管理事業 【施設課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 114,726 |
| 小学校営繕事業 【施設課】 | 国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。 | 552,609 |
| 中学校維持管理事業 【施設課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 65,627 |
| 中学校営繕事業 【施設課】 | 国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。 | 532,158 |
| 中学校維持補修事業 【施設課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 222,763 |
| 青少年野外活動センター改修事業 【社会教育振興課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 5,210 |
| 債務負担行為 | | |
| 街路樹再整備方針策定事業 【建設管理課】 | 事業進捗の変更を踏まえ、債務負担行為の期間を変更する。 【期 間】 令和7年度 ⇒ 令和7年度～令和8年度 | — |

(7) 特別会計等

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 |
|---|--|----------|
| 特別会計等 | | |
| 財産区特別会計 (補正第1号) 【政策企画課】 | 大字生保財産区財産の売払に伴う財産区不動産売払収入の増など [歳入] 財産収入 7,714 諸収入 14,103 [歳出] 諸支出金 20,275 繰出金 1,542 | 21,817 |
| 国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】 | 医療費の増に伴う保険給付費の増など [歳入] 府支出金 457,164 繰入金 19,855 繰越金 19,786 [歳出] 総務費 △18,616 保険給付費 506,401 保健事業費 △10,766 諸支出金 19,786 | 496,805 |
| 後期高齢者医療事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】 | 保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 256,411 繰入金 △47,687 諸収入 9,940 [歳出] 総務費 △11,297 後期高齢者医療広域連合納付金 229,961 | 218,664 |
| 介護保険事業 特別会計 (補正第1号) 【長寿介護課】 | 居宅介護サービス等の減に伴う保険給付費の減など [歳入] 介護保険料 13,359 使用料及び手数料 150 国庫支出金 △47,474 支払基金交付金 △292,275 府支出金 △140,581 財産収入 120 繰入金 △141,063 繰越金 339,148 諸収入 5,116 [歳出] 総務費 △7,587 要介護認定費 △1,760 保険給付費 △979,498 地域支援事業費 △1,404 基金積立金 619,510 諸支出金 107,239 | △263,500 |
| 下水道等事業会計 (補正第2号) 【下水道総務課、下水道施設課】 | 【収益的収支】 下水道使用料の増、消費税及び地方消費税の納付額の増など (収入) 62,422 (支出) 69,544 【資本的収支】 企業債の減、公共下水道整備事業費の減など (収入) △628,484 (支出) △647,834 | △578,290 |
| 水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】 | 【収益的収支】 消費税及び地方消費税の還付金の減及び納付額の増など (収入) △58,930 (支出) 28,902 【資本的収支】 職員給与費の減、量水器購入費の減など (収入) 0 (支出) △55,726 | △26,824 |